

別紙 16 戦略作物生産拡大支援事業

第 1 事業の実施方針

我が国の食料自給率・自給力の向上に資する飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の需要拡大、生産性向上等を支援する。

第 2 事業の内容

本事業は、

- ① 大豆、麦並びに飼料用米、加工用米、米粉用米及びその他地方農政局長が認める土地利用型作物（以下「飼料用米等」という。）の生産性向上を図るため、新たな品種、作付体系若しくは栽培技術等（以下「新技術等」という。）の導入又は適正な輪作体系の確立に資する作物ごとの農地集約に向けた取組を実施する効率的な作付体系への転換支援事業
- ② 我が国の食料自給率向上にとって重要な作物である国産大豆に関し、需給事情、品質評価及び消費者・実需者ニーズを的確に反映した価格形成を図るため、全国段階の入札の実施を支援する大豆価格形成安定化事業
- ③ 国内及び海外における需要拡大のため、日本産米粉の優位性の情報発信やノングルテン米粉の製造手法マニュアルの作成などを支援する輸出を含めた日本産米粉の需要拡大支援事業

から構成される。

事業ごとの取組内容、事業実施手続等は以下に定めるとおりとする。

- 1 作付体系転換支援事業
Ⅰのとおりとする。
- 2 大豆価格形成安定化事業
Ⅱのとおりとする。
- 3 輸出を含めた日本産米粉の需要拡大支援事業
Ⅲのとおりとする。

I 作付体系転換支援事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業の内容は以下のとおりとし、事業実施主体は以下の事業メニューの中から必要な取組を選択し、効果的かつ効率的に実施するものとする。

(1) 作付体系転換推進検討会の開催

事業を実施する地域の状況に応じた新技術等の導入及び当該新技術を導入した農産物の利用促進のために、都道府県（普及機関及び試験研究機関を含む。）、大豆、麦及び飼料用米等の生産性向上を重点的に図るべき地域（以下「生産性向上重点地域」という。）がある市町村、農業関係団体、農業者及び実需者等により構成される検討会を開催する。

(2) 作付体系転換のための合意形成

生産性向上重点地域において、事業実施の合意を形成するために必要な農業者の意向把握調査又は農業者を対象とした説明会を実施する。

(3) 生産性向上に資する新技術等の実証及び改良

生産性向上重点地域において、実証ほ場を設置し、大豆、麦及び飼料用米等の生産性向上に資する新技術等を試験的に導入し、当該新技術等の実証（農産物の利用に関するものも含む。）及び実証結果を踏まえた改良を実施する。

(4) 新技術等を用いた大規模技術・経営実証

(3)の結果等を踏まえ、大規模に普及することが可能と見込まれる新技術等について、生産性向上重点地域において、大豆、麦及び飼料用米等の面積を合わせて5ha以上の規模で実証を実施する。

その際、実証に直接必要となる機械であって、事業実施主体が所有していない又は所有しているものの改良若しくは更新が必要である場合に限り、本事業を活用して機械を購入することができるものとする。なお、購入した機械は、耐用年数が経過するまでの間、原則として5戸以上の農業者で共同利用するものとする。

(5) 現地検討会の開催

(3)及び(4)に取り組む地域において、その効果の調査及び検証並びに普及が可能と見込まれる新技術等の普及のため、都道府県、生産性向上重点地域がある市町村、農業関係団体及び農業者等により構成される現地検討会を開催する。

(6) 新技術等活用マニュアルの作成

都道府県域で、新技術等の普及を図るための新技術等活用マニュアルの作成を行う。

(7) 新技術等普及研修会の開催

都道府県域で、新技術等の普及を図るための研修会を開催する。

(8) 多収性稲種子の安定供給システムの構築

飼料用米等の低コスト生産に資する多収性稲種子の安定供給を図るため、以下に掲げる多収性稲種子の需要調査、生産計画の策定、生産に係る技術指導又は種子の保管等を行う。

ただし、事業実施区域において、現に専ら主食用に供されている品種は対象と

しないものとする。

品種名		
いわいだわら	べこごのみ	クサユタカ
えみゆたか	北陸１９３号	タチアオバ
オオナリ	ホシアオバ	たちあやか
きたあおば	まきみずほ	たちすずか
きたげんき	ミズホチカラ	たちはやて
北瑞穂	みなちから	つきすずか
クサノホシ	みなゆたか	はまさり
クサホナミ	モグモグあおば	リーフスター
タカナリ	もちだわら	その他多収性の発揮による低コスト生産が見込まれる品種であることが育成試験結果等を確認し、地方農政局長が確認した品種
たちじょうぶ	モミロマン	
ふくのこ	夢あおば	
ふくひびき	ゆめさかり	
べこあおば		

2 補助要件

- (1) 事業の内容が、3 (1) に基づき設定する成果目標の達成に結びつく取組であること。
- (2) 大豆、麦及び飼料用米等の生産性向上に向け、事業実施区域の属する都道府県における大豆、麦及び飼料用米等の生産に係る課題及び取組方針が整理されており、かつ、都道府県内において普及すべき新技術等及び生産性向上重点地域が特定されていること。
- (3) 事業実施主体が本要綱別表１の16 (1) の大豆、麦及び飼料用米等生産性向上協議会である場合は、都道府県域内の区域を対象とし、かつ、以下の要件を全て満たしている者であること。
 - ア 都道府県、農業関係団体及び農業者等により構成されること。なお、都道府県農業再生協議会（直接支払推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(2)に定めるもの。）等の既存の協議会であってもよい。
 - イ 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、①代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、③財産管理の方法、公印の管理、④使用及びその責任者並びに⑤内部監査の方法等を明確にした、運営等に係る規約（以下「生産性向上協議会規約」という。）が定められていること。
 - ウ 生産性向上協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
 - エ 必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置き、オブザーバーが会議に出

席して意見を述べることができる体制が整備されていること。

オ 3の基準を満たす成果目標を立てていること。

3 成果目標

- (1) 本事業の成果目標は、原則として、事業開始前年度と比較し、事業開始から3年後の大豆、麦及び飼料用米等の生産コストを概ね1割以上低下させることとする。

ただし、生産コストの算出が困難な場合のみ、事業開始前年度における5中3平均と比較し、事業開始から3年後の大豆、麦及び飼料用米等の単収を概ね1割以上増加させることとする。

- (2) 事業実施期間は、事業実施計画の最初の承認を受けた年度から3年以内とする。

4 審査基準

本要綱別表4の2の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) 有効性・新規性

ア 土地利用型作物の生産性向上に資する目的が設定され、また、当該目的に沿った取組がなされるか。

イ 実証等で得られた成果の他地域への普及が期待できるか。

ウ 新品種や新技術の導入に取り組んでいるか。

エ 当該地域において、事業終了後も事業の成果を活用し、継続して新技術等に取組むことが期待できるか。

オ 本事業で今まで採択されていない取組であるか。

(2) 妥当性

ア 事業による生産コスト低減等の効果が正確に測定できるか。

イ 生産コスト低減等の数値目標が、地域の土地利用型作物の生産性に鑑みて妥当か。

ウ 試験研究機関等と連携することで、事業実施に必要な知見・専門性を幅広く有しているか。

エ 事業実施主体が生産者や行政・普及機関等幅広い関係者により構成され、かつ、広く意見を聴くことができる体制となっているか。

オ 生産性向上重点地域の一部又は全部において、人・農地プランが策定されているか。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要綱第6の1(1)アに基づき、別添1-1により事業実施計画を作成し、地方農政局長に提出する。

2 事業の承認

- (1) 地方農政局長は、第1の2の要件を全て満たしており、かつ、本事業を実施することにより第1の3の成果目標の達成が見込まれる場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

なお、政策統括官が別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなすことができる。

- (2) 地方農政局長は、(1)により事業実施計画の承認等を行うに当たっては、事業実施主体に対し、承認又は承認しなかった旨を通知するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1に基づき、事業実施計画の承認年度から目標年度の前年度までの間、年度ごとに、別添1-2により翌年度の7月末日までに地方農政局長に事業実施状況を報告するものとする。

2 事業の評価

- (1) 事業実施主体は、本要綱本体第8の1(1)に基づき、別添1-3により自己評価を行い、地方農政局長に報告するものとする。
- (2) 地方農政局長は、本要綱本体第8の1(3)に基づく指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別添1-4により提出させるものとし、地方農政局長は、指導の内容及び改善計画の写しを政策統括官に報告するものとする。
- (3) 地方農政局長は、(2)による改善計画を踏まえて事業を実施した後に、事業実施主体に、再度事業評価シートを提出させるものとする。

第4 その他

事業実施計画の作成に当たっては、人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）に規定する人・農地プランや経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）の水田フル活用ビジョンその他の関連する施策との整合が図られるよう努めるものとする。

Ⅱ 大豆価格形成安定化事業

第1 事業の内容

本事業の事業内容は以下のとおりとし、事業実施主体は次に掲げる事業を全て行うものとする。

- 1 入札の方法による大豆の実物取引（以下「入札取引」という。）を行うための施設の開設及び運営
- 2 入札取引を適正に実施するために必要な業務等を行う者及び入札取引の監視を行う監視委員の配置
- 3 入札取引を適正に実施するために必要な業務であって次に掲げるもの
 - （1）入札取引において大豆の売渡し又は買受けを行う者の登録
 - （2）学識経験者、生産者の代表者及び実需者の代表者等で構成する入札取引に関する重要事項を審議する委員会の開催
 - （3）平均落札価格及び落札数量等入札結果の公表
 - （4）入札取引で大豆の売渡し及び買受けを行う者からの入札取引の運営に要する費用に充てるための拠出金の徴収
 - （5）その他入札取引を適正に実施するために政策統括官が必要と認める事業

第2 事業実施計画等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1（1）アに基づき、別添2－1により事業実施計画を作成し、政策統括官に提出し、その承認を受けるものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1に基づき、別添2－2により政策統括官に事業実施状況を報告するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第8の1（1）に基づき、自ら事業実施結果の評価を行い、別添2－3により事業成果報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の8月末までに政策統括官に提出するものとする。

Ⅲ 輸出を含めた日本産米粉の需要拡大支援事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業の事業内容は以下のとおりとし、事業実施主体は、高品質な日本産米粉の需要拡大に向けて、以下の事業メニューの中から必要な取組を選択し実施するものとする。

(1) 米粉用米産地の育成

ア 米粉用米を現に生産している又は生産する意志のある生産者と、米粉製品に適した米粉用米を必要とする米粉製造業者等とのマッチングを目的とした情報交換会を開催する。

なお、当該情報交換会の開催地の選考に当たっては、生産者及び米粉製造業者等に対して実施するニーズ等調査及び米粉用米の生産量を考慮する。

イ マーケットインの発想で米粉用米の生産に取り組む生産者のリスクを低減するため、米粉用米の栽培技術、防除・肥料・コスト等の栽培情報及び経営情報をアンケート等により収集して取りまとめ、生産者に情報提供する。

(2) ノングルテン米粉製造の支援

海外のグルテンフリー製品よりもグルテン含有量の基準が厳しいノングルテン米粉の製造を支援するために、実際にノングルテン米粉を製造している事業者からのヒアリング等を踏まえた製造手法マニュアルの作成及び当該マニュアルの事業者への普及を実施する。

(3) 日本産米粉の優位性の確立

日本産米粉を海外に輸出する際の競合品であるトウモロコシ粉、でん粉及び大豆粉等と比較し、日本産米粉の優位性を分析する。

また、当該優位性に係る情報等を記載したパンフレット等を日本語版及び英語版で作成し、米粉製造事業者等に配布するとともに、広く一般に情報提供するためのホームページを作成及び運営する。

(4) 米粉若しくは米粉製品の商品開発又は輸出に取り組む先進事例の調査

米粉若しくは米粉製品の商品開発又は輸出等に取り組み、実績を挙げている事業者の実態調査等を実施して、その結果を基に先進事例集を作成し、当該事例集を広く関係者に情報提供する。

2 補助要件

本事業を実施する事業実施主体は、次の(1)から(6)までの要件を全て満たしていなければならないものとする。ただし、事業実施主体が任意団体である場合は、併せて(7)から(9)までの要件も満たしていなければならないものとする。

(1) 3の成果目標の基準を満たしていること。

(2) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(3) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

(4) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。

(5) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

と。

- (6) 事業実施主体が、個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- (8) 事業を行うために必要な専門性を有していること。
- (9) 事業を行うために必要な中立性及び公平性を確実に有していること。

3 成果目標の設定

成果目標及び目標年度は、以下のとおりとする。

(1) 成果目標

米粉用米の利用量を基準年である平成29年度（2.8万トン）から10%以上増加させる。

(2) 目標年度

目標年度は事業実施年度とする。

4 審査基準

本要綱別表4の2の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) 知見・専門性

ア 事業実施に必要な米粉に関する必要な知見や専門性を有しているか。

イ 事業実施に必要な米粉に関する知識や専門性を、外部の有識者からの意見等により補うことができる体制を有しているか。

ウ 事業実施に必要な米粉用米生産者及び米粉製造事業者等との連絡及び協力体制を有しているか。

エ 事業実施に必要な米粉製造業の経営に関する知見や専門性を有しているか。

オ 事業の実施に必要な米粉の輸出に関する知見を有しているか。

(2) 事業内容の妥当性

ア 米粉用米及び米粉製品等の流通の現状を踏まえた実現可能なものであるか。

イ 米粉の国内における需要拡大を見据えたものであるか。

ウ 米粉の輸出拡大を見据えたものであるか。

エ 日本産米粉の優位性の確立に効果的に寄与する内容であるか。

オ 米粉用米の作付拡大に寄与する内容であるか。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

本要綱本体第6の1（1）アに基づき、別添3－1により事業実施計画を作成し、政策統括官に提出するものとする。

2 事業の承認

（1）政策統括官は、第1の2の補助要件を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

（2）政策統括官は、（1）により事業実施計画の承認等を行うに当たっては、事業

実施主体に対して通知するものとする。

- (3) 政策統括官は、別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者については、事業実施計画の承認を受けたものとみなすことができる。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1に基づき、別添3-2により政策統括官へ事業実施状況の報告を行うものとする。

2 事業の評価

- (1) 事業実施主体は、本要綱本体第8の1(1)に基づき、事業の自己評価を行い、別添3-3により政策統括官に報告するものとする。
- (2) 政策統括官は、(1)の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。